

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は、歳入においては受益者負担金使用料、都補助金においては千二百七十四万七千円の増額、諸収入の水洗便所の改造資金貸付元金収入、市債で一千二百七十万円の減額で、差し引き歳入で四万七千円の補正で、歳出では工事請負費を含む管渠費で三千八百万円の減、多摩川上流流域下水道負担金で千二百四十万八千円の増、予備費で七百四十九万一千円の増という内容ですが、委員から、歳入における水洗便所改造資金の貸付元金収入の減額は、歳出の水洗化普及の経費の減額という結果になったと理解していいのか。水洗便所改造補助金及び改造資金の利子補給関係において、それぞれ件数が予定より少なかったということは普及率が鈍化しているということか、あるいは水洗化の工事単価について発言があり、理事者より、当初において三年以上と三年経過した改造の件数、それと新築関係を含め千件程度と見ていたが、実績では約七百十三件となった。

この内容は、補助金対象の中で、借家の五千円を七十件と見ていたところ、百三十六件と、また持ち家の二万円口を二百件と見ていたのが、これが百十三件となり、当初の五百十万円から三百三十六万五千円となったため、今回減額補正をした。

普及率については、当初九六・四％と見込んでいたが、〇・六程度下がった。水洗化の工事単価は六十年に見直しをし、平均一〇％弱のアップをした。

このような答弁があり、さらに、この改造補助金についての普及向上のため、今後検討願いたいとの意見もあり、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○副議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長(仲村清信君) 日程第十七議案第三十四号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、議案第三十四号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本予算は、すべて職員十九名分の人件費関係四十九万一千円を予備費で充当しようとする補正であります。特に委員からの発言もなく、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○副議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君)

御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。事

○副議長(仲村清信君) 日程第十八議案第十八号昭和六十二年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。化の工事準備について発言

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君)

御指名がございましたので、議案第十八号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。百三十六件と、また持ち家の二万四口を二

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は、歳入の都の受託事業収入において管理や建設工事で千六百七十八万円の減額で、歳出では円高差益による動力費を中心とした水道管理費で約千二百万円の減額、給水費の工事関係で二百五十万円の減額。また建設改良費の配水管工事で二百三十八万円のそれぞれ減額補正であるという説明があり、委員より、今回、建設関係で千六百八十万円近い減額補正だが、翌年度に送らざるを得ないような事態はなかったのかとの発言があり、これに対し、六十二年の事業関係は天候にも恵まれ計画どおり円滑に遂行された。現在より前年度より減額補正の金額は若干減額された。このような答弁があり、その後、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○副議長(仲村清信君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君)

御異議なしと認めます。よって議案第十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(仲村清信君)

日程第十九議案第十九号昭和六十二年度福生市一般会計予算を議題といたします。

この際、理事者より発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

お許しをいただきまして発言をさせていただきます。

まことに恐縮に存じますが、本定例会第二日目に御提案申し上げました議案第十九号昭和六十二年度福生市一般会計予算説明書の中で、お手元にお配りしてありますとおり訂正がございますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○副議長(仲村清信君)

ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

○二十番(指田保雄君)

異議はございませんが、一言言わせていただきますと、確か去年も訂正願いが出たと思うんです。

ひとつ皆さん方プロなんですから、毎年毎年訂正願いなんか出さないように、来年はひとつこういうことのないように頑張っていたきたいと思います。以上。

○副議長(仲村清信君)

ほかにございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君)

御異議なしと認め、訂正することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君)

御異議なしと認めます。よって委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君)

議案第十九号昭和六十二年度福生市一般会計予算について反対討論を行います。

自民党中曽根政府の臨調行革によって、自治体のサービス切り捨てや受益者負担の強化、自治体職員の削減、給与の引き下げなどが強行されています。地方自治体にとっても、国庫補助金の削減により負担増がもたらされています。五十九年度対比では約二億円もの国庫支出金が削減されています。市税は前年度比五・二％も増となり、市民生活をますます苦しめています。

こういう中で基地交付金はわずか〇・二％の増でしかなく、市民の固定資産税四・八％となっているのにほど遠く、市民ばかり負担が多くなっています。国の予算の枠の範囲でしか交付されないという基地交付金は納得できません。当然、税として交付されなければならないものが、国の都合だけで据え置かれ、市民との矛盾を生んでいます。

このような状況の中で、地方自治体は市民生活を擁護する姿勢が強く求められています。市民生活を擁護する福祉施策を見ますと、お年寄りの緊急通報システムの実施は、わずかな予算で実施できるにもかかわらず実施しないなど、お年寄りの切実な願いである老人入院見舞い金制度の実施は、わずかな予算で実施できるにもかかわらず実施しないなど、お年寄りに冷たい予算となっています。また、働く婦人と乳幼児に欠かせない保育園の保育料の一〇・八％の大幅な値上げが予算化され、また都立保育園二園の市移管についても盛り込まれ、共働き家庭に大きなしわ寄せがされています。教育施策については、大部分が前年水準のままとなっており、十年來の父母の願いである中学校給食は六十二年度もまた実施しない予算となっています。

財政的には、これまで積み立ててきた都市施設整備基金や財政調整基金などを十分に活用すれば、お年寄りの入院見舞い金制度の実施や保育料の凍結、中学校給食の実現など、市民の願いや要求がかなえられることができます。基金に積み

立てるばかりでなく、市民生活を擁護するために福祉や教育予算の充実を図るべきであると主張いたします。

横田基地につきましても、核通信施設を設置している大変危険な基地であることを内外に広く知らせるとともに、政府に対して、このような危険な横田基地を撤去するよう強く主張すべきであります。

市民の命と暮らしを守り、安心して暮らせる市政を目指すことを強く主張いたしましたして、私の反対討論といたします。

○副議長(仲村清信君)

次に、賛成者十六番高水惣八君。

(十六番 高水惣八君登壇)

○十六番(高水惣八君)

御指名をいただきましたので、議案第十九号について賛成の討論をさせていただきます。

本予算は、昨年修正された基本計画に基づいて編成されたものでありまして、国の予算は五年連続のマイナスあるいはゼロシーリングという非常に厳しい状況下にある中で、前年度対比四％余りの伸びであります。この編成に当たって苦慮されたものと思われまします。

その内容を見ますと、当市にとって、自主財源の乏しい市税において五％強の伸びを見込んだことは結構なことであり、この程度の御負担は一般市民も納得いただけるものと考えます。また歳出における民生費が前年度対比一一・三％増の約三十億円を突破した額となり、土木費を抜いて歳出中では最高となったことは五万市民の健康で幸せな市民生活を守る上で大変喜ばしいことであると存じます。

すべての市民の要求を満たすことは至難のことであり、当市の財政力からすれば、福祉面の充実に最大限の力を注いだ証であると思います。

基金の積み立てについては、わずかばかりの財源が余ったからといってばらまき行政をすれば、かつての都財政のように破綻を来すことは明らかであると思います。小さい財源をやりくりして今後の財政需要の増大に備え、積み立てておくことは賢明な策であると存じます。

なお、基地関係予算を取り巻く状況も厳しいわけですが、現に都市部に存在するという横田基地の特殊性を強調するとともに、交付金等の増額にはより一層の努力を願う次第であります。

また、歳出の総務費が三〇％余りも増となっているが、庁舎増築基金として二億円余りを積み立てる以外は、経常的経費がその大部分でありまして、今後の財政運営上留意すべきであることを付言いたしましたして、私の賛成討論といたします。

○副議長（仲村清信君） 次に、反対者十二番遠藤洋一君。

（十二番 遠藤洋一君登壇）

○十二番（遠藤洋一君） 議案第十九号昭和六十二年度福生市一般会計予算についての反対討論を行います。

三日間にわたる長い予算委員会がずっと行われまして非常に細かいところまでの質疑や、あるいは疑問ということがずっと出されてきたというふうに思います。

それぞれの議論の中で、私も発言をしましたがけれども、福祉の問題や教育の問題それぞれに幾つものこの予算に対する不満、あるいは当然こうすべきではないかという意見はあります。

今、しかし、反対討論の中で主に述べたいのは、予算をつくっていくとき、つまり福生市の予算から考えるような政治の方向、政策というものについて、やはり考えていかなければならないというところで反対の討論をしたいというふうに思います。

今、二人の方から賛成、反対の討論がありましたけれども、どちらの方にも共通して言いましたのは、やはり基地交付金の問題であるというふうに思います。基本的には収入といいますか、歳入の方において非常に根幹をなしているものですが、すけれども、これに関して予算委員会の最中にも明らかになりましたように、例えば算定の基準になるような形での算出の方法、つまり固定資産税に相当する分が交付金で来るんだというようなことについても、実際上はそうではないということがあったわけです。そうしますと、どういう根拠で基地交付金が来ているかということについては非常に疑問だということになります。しかし、なおかつ市の財政としては、そういうところを実際上は基準、基幹にしているわけです。この形をとっていく限りは非常に脆弱であり不安定であるということは、もうこれから先もずっと続くんじゃないかというふうに思っているんです。

それから言えば、やはり市長は、基地がなくてもなるような福生、基地がなくても市民が幸せに暮らせるような形の福生を、これから先考えていくような中期や長期のビジョンを持つような形の政策が望ましいというふうに思っているわけです。

そういうことから言いまして、やはり全体とすれば基地交付金依存型の、補助金依存型の予算であることは否めないと思いますし、そういう形では市民の幸せというのは来ないのではないかというふうに思っています。

そういう予算の構造の立て方、つまり予算そのものを立てていく構造の問題からして、とても市民の立場からは賛成ができませんし、実際には騒音地帯や、あるいは市内上空飛行などという形で被害を受けた上での出てくるような交付金に依拠する形、つまり弱者をどこかでひずませながら出るような形の経済というのは、やはりまちの経済、自治体の経済として望ましくないのではないかというふうに考えています。

そういう意味から言いまして、この予算の基本的な構想の持ち方あるいは予算の骨格のつくり方、予算の内容、配置の仕方、それらに関して政策的にも賛成することができません。もちろん前回の原議員の反対討論の中にありましたように、保育園の問題、その他福祉の問題についての不満はたくさんありますけれども、この場合の私の反対討論は、今言ったような形での予算の基本的な考え方からということで、市民のためにならないというふうに断じまして、反対の討論したいと思います。（「棄案稼業だな、反対していればいいんだから」と呼ぶ者あり）

○副議長（仲村清信君） 次に、賛成者九番上野重勝君。

（九番 上野重勝君登壇）

○九番（上野重勝君） 私は議案第十九号昭和六十二年度福生市一般会計予算に賛成の立場から討論を申し上げます。

昭和六十二年度予算編成に当たりまして、これを取り巻くところの環境は大変厳しいものがございます。まず一般的には円高不況による経済の沈滞、それからまた財政面では国保財政の窮迫した現状、これによります国庫補助の一律的な削減、それからまた今年は特に難しい年であります。と申しますのは、昭和二十五年にシャープ勧告で出されました現在の税制が抜本的に改正をされて直間比率の変更をしようというような大きな時期に参っております。殊に売上税問題につきましてはいろいろ議論のあるところでございまして、このような中で財源の把握、収入の把握というのは大変難しいところがあったわけでございます。

しかしながら、市長はこれらの難しい要件にもかかわらず、できる限りの財源の把握に努めましたし、そしてまた歳出に当たりましては昨年出されました行革審の報告に基づきまして、経費の全般的な合理化、あるいは財源の重点的な配分、経費の効率的な運用等に努めまして大変立派な予算を組んでいただきました。ありがとうございます。

まず歳入面で見えますと、基地交付金の問題が先ほど議論になっておりますけれども、これは固定資産税に見合うかどうかというようのは非常に難しい議論でありまして、なかなかびしゃりというわけにはいかないと思います。ある時期

におきましては固定資産税をはるかに上回る基地交付金が来たときもあるわけであります。さらにまた重要なことは、税金ですと徴税費というのがかかるわけです。現在の市の税務課の職員にそれらの経費を合わせますと約三億円近い経費が使われておるわけでありますが、この基地交付金につきましてはそれらの経費が一切かからないという点も非常に特典なることであると思ひます。

それから今回、その主要財源であります所得税でありますが、五十六億四千万円、予算に占める割合が四四・二％。全国的には三割自治と言われておりまして、税収割合が三割、ひどいところは一割にも満たないところがある中で四四％。東京都下の市町村としては自主財源に乏しいと言われますけれども、全国的にはかなりある方だろうと思ひます。しかも、今回のこの額は地方財政計画では二・三％の増額であるにもかかわらず、福生市の場合には五・二％の増額を見ており、努力の結果が見受けられるわけであります。

国庫支出金におきましては若干減りまして十七億三千万円、これは西住宅地区周辺排水路の補助金等、額の大きいものが減ったために減少したわけでありますが、そのかわりに、逆に東京都の支出金が十九億二千百一十一万二千元。前年に比較をいたしますと二五・八％という大幅な増額を計上しております。これは市長の努力に対して敬意を払うものであります。

このようにして、予算総額が百二十七億七千六百万七千円、前年度に比較をいたしますと四・三％、これも自治省の地方財政計画をはるかに上回る大きな額でございます。

それから、歳出面におきまして、ただいま申し上げましたような努力の結果がうかがえるわけでありまして、例えば少ない財源の中にあつても都市基盤の整備に――市道改良に二億九千七百万円、あるいは熊川の区画整理事業、あるいは西口再開発事業等にも大変意を用いられた予算の編成であります。そしてまた、生活環境を潤うための公園緑地の整備、これにつきましては熊川緑地に二億九千八百四十五万八千円、今後なお買い進めまして熊川緑地を市の緑の公園とする予定であります。それからまた中福生公園も三億三千二百万円を持ちまして今年度新しくつくるといふ計画でございます。

それから、教育・文化面では七小の講堂、あるいは熊川体育館の運用、あるいは社会体育等につきましてもその条件の緩和、内容の充実等図った跡が見受けられまして、敬意を表するものであります。

さらに福祉関係におきましては、従来は民生費というのは予算に占める割合が二・三番手でございましたが、今回は三十億一千六百八十八万円、二三・六％を占めております。前年度と比較をいたしますと一一・三％の増加であり、いかに市長が福祉面におきましても力を用いていることが数字の上からはっきりしているわけであります。

さらに市民の安全を守るための防災施設としては、防災倉庫の新設あるいは防災用備品の購入、防災組織の充実等、いろいろと努力の跡が見受けられるわけであります。

以上、総合いたしましたして、本予算は健全に、しかも適切に組まれた予算であると認めるものでありまして、私は全面的に賛意を表するものでございます。

以上、賛成討論といたします。(拍手)

○副議長(仲村清信君) 以上で討論を終わります。

これより議案第十九号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(仲村清信君) 起立多数であります。よつて議案第十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(仲村清信君) 日程第二十議案第二十号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願ひます。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので、議案第二十号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たつて、理事者より内容説明を受けた後、審査に入りましたところ、委員より、国、都の補助金が削減さ

れた中で、保険税の税率アップされたことがベースになっている予算であるので賛成できないとの意見が出されました。また、委員より、電算業務委託料について委託と自庁方式の経費を比較した場合どうかとの質疑があり、それに対して比較は難しいが、現在の電算機の改善の早さ、人件費の問題も考えて福生ではリース方式で行いたいとの答弁が出されました。

委員より、繰入金他市との比較についての質疑に対して、六十二年度の一人当たりの額で見ると、三十二市町村の中で上から七番目であるとの答弁があり、さらに三多摩格差というのがあるので補助金を減らさないよう都へ強く要望してほしいとの要望があり、また、委員より、保険税に変わったことによるメリット、デメリットについて、滞納繰り越しの累計について質疑があり、理事者より、一概にどちらがいいというのは大変難しいところだが、収納体制が完全に確立されれば、どちらであっても過去にさかのぼって積極的な対策が立てられるということもあるかと思う。滞納繰り越しの調査は、調停は九千三百九十万円程度と見込んでいるとの答弁があり、また、国保の運営協議会の公益代表の三名は議員ではなくてもいいのではないかと質疑に対し、慣例からそのような形にしているが、今後、議会とも相談して対処したいとの答弁がなされた後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告といたします。

○副議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番原 敏子君。

（十一番 原 敏子君登壇）

○十一番（原 敏子君） 議案第二十号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

この国保特別会計は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づいて組まれた予算です。議案第十号の反対討論

で述べましたように、国庫補助金削減と都のベナルティーが課せられることが主たる原因とはいえ、国保税率を一二・五%もアップし、二年連続で被保険者の負担増を盛り込んだこの予算に反対するものです。

その他はすべて前年並みであり、税率アップをし、被保険者全体に多大な影響を与え、政府の責任を被保険者に肩がわりさせる、このような予算に反対いたします。

今後、国や都に対し国民健康保険特別会計の健全なる運営のために国庫補助金の削減をやめさせることはもちろん、国庫補助金の増額を強く働きかけていただくよう申し述べまして、簡単ですが、私の反対討論といたします。

○副議長（仲村清信君） 次に、賛成者八番石川 保君。

（八番 石川 保君登壇）

○八番（石川 保君） 議案第二十号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして、お許しをいただきまして、本案について賛成の討論をさせていただきます。

この予算は、先ほど決定を見ました条例改正に基づく前年度より一三%余りの増額となった予算ですが、この予算の提出に当たっては国保の運営協議会においても十分協議され、決定を見た上で提案されたことは御承知のとおりであります。

本来、この国民健康保険は地域保険という性格から、どうしても職域保険以外の、殊に高齢者の方が多いわけでありまして、そのために高額な医療費が年々増加し、その上、昨年から国庫補助の削減等から国保財政の圧迫に拍車をかけているわけで、そのため一般会計からの繰り入れも三十二市町村中、被保険者一人当たりの額が七番目に高いという当市としてはかなりの繰り入れをしている状況を見れば、今回の条例改正に伴う本予算は妥当な編成であると考え、私は賛成するものであります。（拍手）

○副議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第二十号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第二十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(仲村清信君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後 一時 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十一議案第二十一号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星人君登壇)

○厚生委員長(赤星人君) 御指名がございましたので、議案第二十一号について審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たって、理事者より内容説明を受けた後、審査に入りましたところ、委員より、ことしの一月一日から一部負担金が上がったが、これは幾らかとの質疑に対し、一部負担金は総医療費の一・六%であったのが三・五%となり、年間の負担金は三千八百三万四千円となるとの答弁がなされ、また、委員より、この特別会計のベースには一部負担金の値上げがあるので賛成できないとの意見の後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第二十一号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計予算について反対討論を行います。この特別会計は、老健法が昭和五十八年二月に施行され、老人医療費の有料化によりできたものです。この特別会計を組むに当たり、患者負担金がベースになっているにもかかわらず、予算には盛り込まれていません。この患者負担金が本年一月一日より大幅に値上げされたため、六十二年の患者負担額は三千八百三万四千円となる試算でこの予算が組まれています。

国会で老健法の改悪がされ、お年寄りの医療費一部負担金が値上げされ患者負担は前年の二倍となり、お年寄りとその家族の負担を大きくしています。この特別会計は、この予算にあらわれていない患者負担金をベースに組まれ、お年寄りの医療費一部負担を大幅に引き上げたものとして私は反対するものです。

市長は、お年寄りの命と暮らしを守るため、老人入院見舞い金制度の実施をすべきであると申し述べまして、簡単ですが、私の反対討論といたします。

○議長(森田治男君) 次に、賛成者八番石川 保君。

(八番 石川 保君登壇)

○八番(石川 保君) 議案第二十一号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして、お許しをいただきます。ましたので、本案についての賛成の討論をさせていただきます。

本予算は、老人保健法に基づき七十歳以上の老人や寝たきりの状態にある人を対象に行う医療事業であります。この九〇%以上が医療費に充てる総額十億円の予算であり、総医療費中の一部自己負担金が一月から老人保健法の改正によって一・六%から三・五%となったことは、国保会計と同じように医療費の増高に対応するためのもので万やむを得ないものと思われ、私は本案に対して賛成するものであります。(拍手)

○議長(森田治男君) 以上で討論を終わります。

○議長（森田治男君） 起立多数であります。よって議案第二十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 起立多数であります。よって議案第二十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 起立多数であります。よって議案第二十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（賛成者起立）

○議長（森田治男君） 日程第二十二議案第二十二号昭和六十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。

○議長（森田治男君） 日程第二十二議案第二十二号昭和六十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、議案第二十二号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案は、福生駅東口区画整理事業の完成に伴い、歳入において前年度からの繰越金及び換地清算徴収金を主とした二十九万一千円、また歳出では一般管理費と換地清算交付金として一般会計への繰出金二百七十五万円を主とした内容でありまして、特に委員からの発言もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第二十三議案第二十三号昭和六十二年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

○議長（森田治男君） 日程第二十三議案第二十三号昭和六十二年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、議案第二十三号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、冒頭に本予算の細部にわたる内容説明が理事者側よりあり、その後、質疑に入りました。

委員から、下水道債の分として一般会計における交付金としてどの程度見ているか。下の川改修工事の内容と豪雨時の流量あるいは流域下水道の負担金に関連し、不明水はどのくらい見えているか。一般管理費で前年度より減額となった理由。

公債費における利率等について発言があり、これに対し、起債分として一般会計の交付金で約四七％が充当されている。下の川の改修は現地で築造するボックスカルバート方式で行い、一メートル当たり約九十二万三千円程度となる。雨量としては一時間五十ミリの流入率を〇・五と見ていたのを〇・六五と見直して、より安全性を高めた。

一般管理費で減となったのは、水洗便所改造の補助金や融資預託金あるいは昨年実施した完成式典等のため減となった。不明水は一五％を見ている。起債の利率は大蔵省関係が六・五％から八％、公庫関係が六・二五％から八・二％、市中銀行が六・四％から八％、都の関係が七・一％から七・五％となっておる。

また、不明水については六十一年度でも一五％と見ていたが、二一％ぐらいになるといふことからすると、一五％では



これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第二十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君）

御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君）

日程第二十五議案第二十五号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、議案第二十五号市道路線の認定について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に先立って、現地をつぶさに視察をしたわけでありますが、本路線は、野焼きの跡の秋川市沿いに位置し、延長四百三十・七メートル、幅員六メートルで秋川市分が三百二・九メートルとなっており、行政界を越えて認定する場合の法的手続も済み、市道第四六四〇号線として認定しようとするもので、委員より、三分の二は秋川市分であり、その後の行政変更の動きはどうかとの発言があり、これに対し、理事者より、この場所は河川敷のため公園もなく、変更に当たって秋川市では同じ面積で交換したいということである。図面について両市で調整中であるが、公図づくりで時間がかかっている。

このような答弁があり、さらに境界もはっきりしないとなれば、起点、終点の地番もはっきりしないことになるがどうかとの発言に対し、新堤から市寄りの方は実測できているので、この道路の認定には問題がない。

このような答弁がなされた後、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第二十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君）

御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君）

日程第二十六議案第二十六号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君）

御指名がございましたので、議案第二十六号市道路線の廃止について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照